

## 大和市障がい者自立支援給付等に関する支給決定基準

この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 22 条第 7 項の規定に基づき、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの種類及び支給量等の自立支援給付に関する介護給付費及び訓練等給付費並びに法第 77 条に定める地域生活支援事業に関する支給決定基準を定めるものとする。

なお、定型的ではない（非定型）支給決定を行うにあたっては、大和市障害者介護給付費等審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴取した上で決定するものとする。

### 1 訪問系サービスの支給決定について

#### (1) の 1 居宅介護（通院介助・乗降介助を除く）

内 容	<p>1. 身体介護 居宅介護計画に基づき、居宅内における、排泄介助、食事介助、入浴介助、清拭をはじめとする身体整容、体位変換、居室内の移動移乗介助や見守り支援等。</p> <p>2. 家事援助等 居宅介護計画に基づき、利用者本人の居室清掃（単身等の場合は家屋全体まで含む）、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理・補修、通常の食事準備、日常生活上の必需品の買物、服薬の受取り及び視覚障がい者に対する公共機関等からの通知文代読の日常生活上の支援。</p>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害支援区分が 1 以上の障がい者又は 5 領域 11 項目の調査の合計点数が 1 点以上の障がい児で、サービスが必要と認められる児者。</li> <li>・ 居宅介護に相当する介護保険サービスが利用可能な者は除く。</li> <li>・ グループホーム（介護サービス包括型及び日中サービス支援型）においては、原則として、グループホームの事業所の従事者以外の者による介護等を受けさせてはならないが、以下の場合については特例措置として居宅介護の利用が認められる。（令和 9 年 3 月 31 日まで）             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害支援区分 4 以上、かつ、重度訪問介護、同行援護、又は行動援護の対象者</li> <li>2. 障害支援区分 4 以上、かつ次の①及び②の要件をいずれも満たす者                 <ol style="list-style-type: none"> <li>①グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</li> <li>②グループホームでの居宅介護の利用について市が必要と認めること。</li> </ol> </li> </ol> <p>なお、2 の対象者は身体介護に係る居宅介護に限るものとする。</p> </li> </ul>
支給基準	<p>申請時間等から「基本的な利用時間及び国庫負担基準（別表 1）」により形式的に算出した『支給決定（案）』の単位を、障害支援区分別に示される「国庫負担基準単位（別表 2）」に状況に応じて算出する「生活状況等による加算単位（別表 3）」を加算した『支給基準』の単位で除した値が、150%の範囲内であった場合、定型的な支給決定とする。</p>
支給期間	1 ヶ月から 1 年の間。

< 参考：具体的な計算方法 >

1) 支給決定（案）の単位

身体介護を 50 時間申請 → 身体介護 404 単位/時間 × 50 時間 = 20,200 単位

2) 支給基準の単位（モデル例：障害支援区分 4、単身世帯）

- ・ 国庫負担基準単位（区分 4） = 11,070 単位 ... ①
- ・ 生活状況等による加算単位（独居） = 5,535 単位（①の 50%加算） ... ②

① + ② = 16,605 単位

1)の 20,200 単位を 2)の 16,605 単位で除した結果が 121.7%であり、150%に満たないため、定型的な支給決定となる。

(1) の 2 居宅介護（通院等介助・乗降介助）

内 容	<p>医療機関等への通院及び公的手続又は相談のために官公庁（指定相談支援事業所を含む）を訪れる場合（以下、「通院等」という）の支援。</p> <p>1 乗降介助 通院等の送迎にあたって、ヘルパー自らが事業所の車両を運転し、かつ乗車降車介助、乗車降車時の前後における屋内外移動及び通院等での受診等の手続を行う。</p> <p>2 通院等介助（身体介護を伴う） 次のいずれかに該当する通院等。</p> <p>2.1 居宅内での外出のための準備介助を居宅出発前あるいは居宅到着後 20～30 分程度行い、ヘルパー自らが事業所の車両を運転する場合。</p> <p>2.2 居宅内で外出とは直接関係のない入浴・排泄等の介助を 30 分～60 分行い、連続して通院等のための外出支援を行う場合。</p> <p>3 通院介助（身体介護を伴わない） 2.1、2.2 に定めたものを除いた通院等の介助。</p>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害支援区分が 1 以上の障がい者又は 5 領域 11 項目の調査の合計点数が 1 点以上の障がい児で、サービスが必要と認められる児者。</li> <li>・ 通院等介助（身体介護を伴う）については、障害支援区分が 2 以上の障がい者で、障害支援区分の認定調査項目において「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか 1 項目以上に「支援が不要」以外と認定されている者、または、「歩行」で「全面的な支援が必要」と認定されている者。</li> </ul> <p>※ 障がい児の通院等介助（身体介護を伴う）については、上記障がい者の判断基準に準じ、日常生活において身体介護が必要であって、かつ通院等介助のサービス提供時において、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」及び「排便」について支援が必要と判断された者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護に相当する介護保険サービスが利用可能な者は除く。</li> </ul>
支給基準	支給申請の内容から必要と判断される単位を支給決定する。
支給期間	1 ヶ月から 1 年の間。

## (2) 重度訪問介護

内 容	居宅における入浴、排泄又は食事介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。外出時における介護は目的地での介助を含む。また、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援区分が4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合においても区分4以上）であって、下記の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する18歳以上の者</li> <li>（ア）2肢以上に麻痺等があり障害支援区分の認定調査項目の内「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者</li> <li>（イ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者</li> <li>・グループホーム（介護サービス包括型及び日中サービス支援型）においては、原則として、グループホームの事業所の従事者以外の者による介護等を受けさせてはならないが、障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護、又は行動援護の対象者については特例措置として重度訪問介護の利用が認められる。（令和9年3月31日まで）</li> </ul>
支給基準	『支給決定（案）』を『支給基準』で除した値が、150%の範囲内であった場合、定型的な支給決定とする。
支給期間	1ヶ月から1年の間。

## (3) 行動援護

内 容	障がい児者が行動する際に生じる危険を回避するための必要な外出時における移動中及び移動先での介護。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援区分が3以上で障害支援区分認定調査項目の内、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の行動上著しい困難を有する知的又は精神障がい者で常時介護が必要と認められる障がい者。</li> <li>・12項目の調査の合計点数が10点以上の行動上著しい困難を有する知的又は精神障がい者で常時介護が必要と認められる障がい児（てんかん発作について医師意見書は不要）。</li> </ul>
支給基準	『支給決定（案）』を『支給基準』で除した値が、150%の範囲内であった場合、定型的な支給決定とする。ただし、別表3で定める加算については、生活要因加算Ⅰ及びⅡに限り対象とする。
支給期間	1ヶ月から1年の間。

## (4) 同行援護

内 容	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行う。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の障がい者</li> </ul>

	<p>い児者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害支援区分の認定は必要としないものとするが、区分3、または区分4以上の支援加算が必要と見込まれる者は、障害支援区分の認定を受けることとする。</li> </ul>
支給基準	『支給決定（案）』を『支給基準』で除した値が、150%の範囲内であった場合、定型的な支給決定とする。ただし、別表3で定める加算については、生活要因加算及び身体的特性・行動配慮者加算に限り対象とする。
支給期間	1ヶ月から1年の間。

(5) 重度障害者等包括支援

内 容	居宅介護や移動支援等の障害福祉サービスを包括的に提供する。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害支援区分が6で意思疎通に著しい困難を有する障がい者のうち、下記の（Ⅰ類型）～（Ⅲ類型）のいずれかに該当する者。</li> <li>（Ⅰ類型）障害支援区分6の「重度訪問介護」の対象者であって、四肢すべてに麻痺等があり、認定調査項目の内「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定、「レスピレーター」において「ある」と認定、「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されている者</li> <li>（Ⅱ類型）知的障がいの程度が「最重度」で、障害支援区分6の「重度訪問介護」の対象者であって、四肢すべてに麻痺等があり、認定調査項目の内「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定、「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されている者</li> <li>（Ⅲ類型）障害支援区分6の「行動援護」の対象者であって、認定調査項目の内「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定され、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者</li> <li>・ 障害支援区分6に相当する支援の度合を必要とする障がい児。障がい者の認定調査項目と同様の80項目の調査及び四肢すべての麻痺等の有無の調査を行い、市町村審査会に重度障害者等包括支援の対象とすることが適当であるか否かの意見を聴取した上で支給の要否を決定する。なお、麻痺等の有無の確認については、身体障害者手帳、医師の診断書又は聞き取り等により確認する。また、対象児童に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている必要はない。</li> <li>・ 共同生活援助の支給決定を受けている者は除く。</li> </ul>
支給基準	『支給決定（案）』を『支給基準』で除した値が、150%の範囲内であった場合、定型的な支給決定とする。
支給期間	1ヶ月から1年の間。

(6) 移動支援事業【地域生活支援事業】

内 容	<p>外出時に支援を必要とする障がい者等に対し、見守り、誘導、身体的介護等の支援を行う。</p> <p>対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出、及び例外的に必要な期間のみ認められる外出で、原則として1日の範囲内で用務を終えるも</p>
-----	--

	<p>のを対象とする。(別表5を参照)</p> <p>なお、本事業は、同時に利用する障がい者数により、以下の2つに区分される。</p> <p>① 個別支援 障がい者1人に対してヘルパー等が1人以上付き添い、支援する</p> <p>② グループ支援 4人を上限とした複数のサービス利用者に対し、ヘルパー等が1人付き添い、支援する</p> <p>なお、介護給付(居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援)で対応可能な場合には、その利用を優先する。</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者で、屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者及び全身性障がい者(肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第五号の一級に該当する者)であって、両上肢及び両下肢の機能の障がいを有するもの又はこれに準ずる者</li> <li>・ 療育手帳の交付を受けている知的障がい児者。</li> <li>・ 精神保健福祉手帳の交付を受けている、精神障がいを事由とする年金等を受給している、又は自立支援医療(精神通院)の支給を受けている障がい児者。</li> <li>・ 重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者は除く(ただし、グループ支援事業は併給可能とする)。</li> <li>・ 行動援護の支給決定を受けている場合、支給決定は併給できるものとするが、行動援護のサービスを優先的に利用するものとする。</li> <li>・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であり、かつ、大和市移動支援事業の実施に関する規則第3条第3号に掲げる者と同程度の状態にある者で、市長が必要と認めるもの</li> </ul>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給時間は月あたり10時間を基本とする(サービス利用計画書は不要)。</li> <li>・ 10時間を超える支給申請については、「サービス利用計画書(別表4)」を作成し、その内容が(別表5)「移動支援事業の対象となる外出」の(1)「社会生活上必要不可欠な外出」と判断できるものについて、支給決定する。</li> <li>・ 申請の内容が(別表5)「移動支援事業の対象となる外出」の「(2)余暇活動等社会参加のための外出」に該当するものについては、原則として1か月あたり10時間以内とする。ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等に記載があり、市が必要と認めた場合のみ、10時間を超えて支給決定することができる。</li> <li>・ 申請の内容が(別表5)「移動支援事業の対象となる外出」の「(3)例外的に必要な期間のみ認められる支援」に該当するものについては、サービス等利用計画や個別支援計画等に記載があり、市が必要と認めた場合のみ、支給決定することができる。</li> <li>・ いずれの場合も、40時間を超える支給決定については、審査会の意見を聴取し、その意見を参考に支給決定する。心身の状況等(別表3のbに該当する場合及びてんかん等により転倒の危険が著しいと認められる場合)によってヘルパーの二人体制が必</li> </ul>

	要と認められる場合においては、上記の2倍までを支給の範囲とし、80時間を超える場合に審査会の意見を聴取する。
支給期間	1ヶ月から1年の間。

## 2 日中活動系サービスの支給決定について

### (1) 療養介護

内 容	病院等への長期入院による医学的管理の下、食事、排泄、入浴等の介護及び日常生活上の相談支援等の便宜を供与する。
対 象 者	<p>病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者として次に掲げる者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</li> <li>2. 障害支援区分5以上に該当し、次の①から④のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> <li>①重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</li> <li>②医療的ケアのスコアが16点以上の者</li> <li>③障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者</li> <li>④遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者</li> </ol> </li> <li>3. 1及び2に準ずる者として市が認める者</li> </ol>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所者については、各月日数とする。</li> <li>・ 通所者については、基本23日(各月日数より8日を引いた日数。以下「原則日数」という。なお、通所施設の事業運営上の理由から、「原則日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する3ヶ月以上1年以内の期間において利用日数が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用できるものとする)の範囲内とする。ただし、介護者が不在等の理由により、原則日数以上の支援が必要と認められる場合には、原則日数を超えて支給決定できるものとする。</li> <li>・ 通所者であって、他の日中活動系サービスと併用する場合には、各サービスの支給決定日数の合計が原則日数を超えない範囲とする。</li> </ul>
支給期間	1ヶ月から3年の間。

### (2) 生活介護

内 容	通所により食事、排泄、入浴等の介護や日常生活上の支援及び創作活動や生産活動の機会等を提供する。
対 象 者	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な以下に該当する障がい者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害支援区分が3(障害者支援施設に入所する場合は4)以上である者。年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が2(障害者支援施設に入所する場合は3)以上である者。</li> <li>2. 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画</li> </ol>

	<p>の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p> <p>※ 2の者のうち以下の者（以下、「新規の入所希望者以外の者」という。）については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）</li> <li>法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</li> <li>平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者</li> </ul>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則日数の範囲内とする。ただし、介護者が不在等の理由により、原則日数以上の支援が必要と認められる場合には、原則日数を超えて支給決定できるものとする。</li> <li>他の日中活動系サービスと併用する場合には、各サービスの支給決定日数の合計が原則日数を超えない範囲とする。</li> </ul>
支給期間	1ヶ月から3年の間。

### （3） 短期入所

内 容	緊急時又はレスパイトとして、障害者支援施設その他の施設への宿泊を伴う（医療型特定短期入所については、宿泊を伴わない）短期間の入所による入浴、排泄又は食事等の介護の便宜を供与する。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害支援区分が1以上の障がい者又は5領域11項目の調査の合計得点が1点以上の障がい児のうち、障がい状況や介護を行う者の状況、他法制度利用状況等から当該障害福祉サービスが必要と認められる者。</li> <li>施設入所支援、共同生活援助の支給決定者及び生活ホーム、福祉ホーム、ケア付き住宅入居者については、特別な事情による一時的な利用を除き対象外とする。</li> </ul>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>月5日を基本とする。ただし、次の理由による場合は、その状況を勘案し必要に応じて支給決定を行う。 （継続的要因）</li> <li>① 介護者が他の家族等の介護のため等、対象児者の介護ができない状態</li> <li>② 著しい行動障がい等があり、介護者に対して一定期間以上の日数のレスパイトが必要と認められる場合</li> <li>③ 対象児者の行動障がい等の障がい特性により、一定期間以上の利用が本人の生活リズム等を安定させる上で必要と認められる場合</li> <li>（臨時的要因）</li> <li>④ 主たる介護者の出産や疾病等による入院時</li> <li>⑤ 家族が就労を希望する上で避けられない長期出張</li> <li>⑥ 出身世帯の消滅等により本人の所在場所が決定されるまでの間の利用</li> <li>⑦ その他特に必要と認められる場合</li> <li>5日を超える決定が継続して6ヶ月を超えてなお支給決定を凶る場合には、審査会へ意見を求め、支給決定を行う。</li> </ul>
支給期間	1ヶ月から1年の間。

(4) の 1 自立訓練（機能訓練）

内 容	障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対 象 者	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援の必要が認められる者。</li> <li>・ 特別支援学校を卒業した者で、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等。</li> </ul>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則日数の範囲内とする。ただし、介護者が不在等の理由により、原則日数以上の支援が必要と認められる場合には、原則日数を超えて支給決定できるものとする。</li> <li>・ 他の日中活動系サービスと併用する場合には、各サービスの支給決定日数の合計が原則日数を超えない範囲とする。</li> </ul>
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ヶ月から 1 年の間（暫定支給期間を含む）。</li> <li>・ 新規の場合には、2 ヶ月以内の範囲で暫定支給決定を行う。</li> <li>・ 新規の支給決定から継続して 18 ヶ月（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、36 ヶ月）を超え、更にサービスが必要な場合、審査会の審査を経て最大 12 ヶ月の更新支給決定が可能。</li> </ul>

(4) の 2 自立訓練（生活訓練）

内 容	障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対 象 者	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。</li> <li>・ 特別支援学校を卒業した者あるいは継続した通院により症状が安定している者であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等。</li> </ul>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則日数の範囲内とする。ただし、介護者が不在等の理由により、原則日数以上の支援が必要と認められる場合には、原則日数を超えて支給決定できるものとする。</li> <li>・ 他の日中活動系サービスと併用する場合には、各サービスの支給決定日数の合計が原則日数を超えない範囲とする。</li> </ul>
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ヶ月から 1 年の間（暫定支給期間を含む）。</li> <li>・ 新規の場合には、2 ヶ月以内の範囲で暫定支給決定を行う。</li> <li>・ 新規の支給決定から継続して 24 ヶ月（長期入院・長期入所者は 36 ヶ月）を超え、更にサービスが必要な場合、審査会の審査を経て最大 12 ヶ月の更新支給決定が可能。</li> </ul>

(4) の3 宿泊型自立訓練

内 容	居室その他の家事等の日常生活能力を向上するための支援及び日常生活上の相談支援等の便宜を供与する。
対 象 者	・ 上記(4)の2の対象者に掲げる者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者。
支給基準	・ 各月日数とする。
支給期間	・ 1ヶ月から1年の間。 ・ 新規の場合には、2ヶ月以内の範囲で暫定支給決定を行う。 ・ 新規の支給決定から継続して24ヶ月以内の期間において更新支給決定が可能。 ・ 新規の支給決定から継続して24ヶ月を超え、更にサービスが必要な場合、審査会の審査を経て更新支給決定が可能。

(5) の1 就労移行支援

内 容	一般就労等への移行に向けて、事務所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施する。
対 象 者	・ 企業等への就労を希望する65歳未満の者又は65歳以上の者で、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者。 ・ 通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。 ※ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。
支給基準	・ 原則日数の範囲内とする。ただし、介護者が不在等の理由により、原則日数以上の支援が必要と認められる場合には、原則日数を超えて支給決定できるものとする。 ・ 他の日中活動系サービスと併用する場合には、各サービスの支給決定日数の合計が原則日数を超えない範囲とする。 ・ 在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した場合、在宅訓練を可能とする。
支給期間	・ 1ヶ月から1年の間（暫定支給期間を含む）。 ・ 新規の場合には、2ヶ月以内の範囲で暫定支給決定を行う。 ・ 新規の支給決定から継続して24ヶ月以内の期間において更新支給決定が可能。 ・ 新規の支給決定から継続して24ヶ月を超え、更にサービスが必要な場合、審査会の審査を経て最大12ヶ月の更新支給決定が可能。

(5) の2 就労移行支援（養成施設）

内 容	一般就労等への移行に向けて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
-----	--

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者。(65歳以上の者を含む)</li> <li>※ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。</li> </ul>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則日数の範囲内とする。ただし、介護者が不在等の理由により、原則日数以上の支援が必要と認められる場合には、原則日数を超えて支給決定できるものとする。</li> <li>・ 他の日中活動系サービスと併用する場合には、各サービスの支給決定日数の合計が原則日数を超えない範囲とする。</li> </ul>
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超え5年以内の期間</li> </ul>

#### (6)の1 就労継続支援(A型)

内 容	通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供すると共に、一般就労に必要な知識修得の支援及び能力が高まった者について一般就労移行を支援する。
対 象 者	<p>就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者(利用開始時、65歳未満の者に限る)で、具体的には次のような者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった者。</li> <li>・ 特別支援学校を卒業し就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった者。</li> <li>・ 企業等を離職した者等就労経験のある者で現に雇用関係がない者。</li> <li>・ 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。</li> </ul>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則日数の範囲内とする。ただし、介護者が不在等の理由により、原則日数以上の支援が必要と認められる場合には、原則日数を超えて支給決定できるものとする。</li> <li>・ 他の日中活動系サービスと併用する場合には、各サービスの支給決定日数の合計が原則日数を超えない範囲とする。</li> <li>・ 在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した場合、在宅訓練を可能とする。</li> </ul>
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ヶ月から3年の間(暫定支給期間を含む)。</li> <li>・ 新規の場合には、2ヶ月以内の範囲で暫定支給決定を行う。</li> </ul>

#### (6)の2 就労継続支援(B型)

内 容	雇用関係を結ばない通所により、労働や生産活動の機会を提供すると共に、一般就労に必要な知識修得の支援及び能力が高まった者について一般就労移行を支援する。
対 象 者	<p>就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者で、具体的には次のような者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 就労経験がある者であって、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となった者。</li> <li>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者。</li> </ol>

	<p>③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。</p> <p>⑤ 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。</p>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則日数の範囲内とする。ただし、介護者が不在等の理由により、原則日数以上の支援が必要と認められる場合には、原則日数を超えて支給決定できるものとする。</li> <li>他の日中活動系サービスと併用する場合には、各サービスの支給決定日数の合計が原則日数を超えない範囲とする。</li> <li>在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した場合、在宅訓練を可能とする。</li> </ul>
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ヶ月から3年の間。ただし、支給決定時に50歳未満の者に限っては1ヶ月から1年の間とする。</li> </ul>

#### (7) 就労定着支援

内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労した障がい者に対し、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等と連絡調整を行い、指導及び助言等を行うことで、就労の継続を支援する。</li> <li>自立訓練（生活訓練）および自立生活援助との併給はできない。</li> </ul>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した者。</li> </ul>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>各月日数とする。</li> </ul>
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ヶ月から1年の間。</li> <li>新規の支給決定から36ヶ月以内の期間において更新支給決定が可能。ただし、支給期間は就労日より42ヶ月以内とする。</li> </ul>

#### (8) 自立生活援助

内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な居宅訪問や随時の対応等により利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、自立した日常生活を支援する。</li> <li>地域定着支援との併給はできない。</li> </ul>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設や共同生活援助、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者で、理解力や生活力等に不安がある者。</li> <li>現に一人で暮らしており、自立した日常生活を営むために支援が必要な者。</li> <li>家族と同居しているが、障害や疾病等の理由により家族からの支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立した日常生活を営むために支援が必要な者。</li> </ul>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>各月日数とする。</li> </ul>
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ヶ月から1年の間。</li> <li>施設等から地域生活に移行した者である場合には、施設等を退所した日から1年を経過</li> </ul>

	した日の属する月までを有効期間として支給決定を行う。新規の支給決定から 12 ヶ月以内の期間において更新支給決定が可能。
--	--

(9) 日中一時支援事業【地域生活支援事業】

内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい児者を一時的に預かり、安全管理に努める。</li> <li>・ 障がい児を一時的に預かる際、安全管理に努めるだけでなく、日常生活における基本的動作の習得や集団生活への適応など当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を併せて行う（療育支援実施加算対応）。</li> </ul>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている障がい児。</li> <li>・ ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）、及び自閉症等に該当する児童で、市長が前項の対象者と同等の支援が必要であると認められた者。</li> <li>・ 療育手帳の交付を受けている障がい者であって、本事業による支援が必要であると市長が特に認められた者。</li> <li>・ 療育支援実施加算の対象者は幼児から中学生までとする。</li> <li>・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者で、市長が必要と認めるもの</li> </ul>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 時間を 1 回とし、支給量は月あたり 10 回を基本とする。 以下の場合に基本回数を超えることができる。</li> <li>・ 本人が障がい児の調査項目（5 領域 11 項目）において、下記ア～ウのいずれかに該当し、併せて主たる介護者が精神疾患等により定期的に通院しなければならない状況にあり、主たる介護者へのレスパイトが特に必要と判断できる場合、15 回を上限とする。 ア. 区分 3 であること イ. ①～④で「全介助」又は「一部介助」が合わせて 3 項目以上あること ウ. ⑤で「ときどきある」が 3 項目以上あること</li> <li>・ ひとり親家庭（対象者が 20 歳未満に限る）については、主に保護者の就労を勘案し（児童ホームに預けることが困難である場合に限る）、月あたり 20 回を上限とする。</li> <li>・ その他本人の障がいの特性上又はやむを得ない理由により主たる介護者が本人を介護できない状態にある場合には、必要と認められる回数。</li> </ul>
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ヶ月から 1 年の間。</li> </ul>

3 居住系サービスの支給決定について

(1) 共同生活援助

内 容	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者 (身体障がい者の場合は 65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)</li> </ul>
支給基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各月日数とする。</li> <li>・ 体験利用については連続 30 日以内かつ年間 50 日以内とする。</li> <li>・ 受託居宅介護サービスの提供体制を整えている外部サービス利用型指定共同生活援助事</li> </ul>

業所を利用する障がい者（障害支援区分 2 以上である者に限る）については、共同生活援助の各月日数に加えて、受託居宅介護サービスの時間を下記支給標準時間の範囲内で支給決定する（体験利用の場合は、共同生活援助の支給量を連続 30 日以内かつ年 50 日以内とし、受託居宅介護サービスの時間についても下記支給標準時間の範囲内とする）。

○支給標準時間

障害支援区分	支給標準時間
区分 2	150 分/月
区分 3	600 分/月
区分 4	900 分/月
区分 5	1,300 分/月
区分 6	1,900 分/月

以下の①又は②に掲げる場合であって、支給標準時間の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合には、当該支給標準時間を超える支給決定を行うこととして差し支えないが、その場合は審査会の意見を聴取することが望ましい。なお、②に掲げる場合であって、指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については、支給決定に当たって、審査会の意見を聴くものとする。

①当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に当該申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を受けている、若しくは希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは希望する利用者のすべてが障害支援区分 2 以下である場合。

②障害支援区分 4 以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、支給決定基準を超えた支給決定が必要であると認められる場合。

支給期間

- ・ 1 ヶ月から 3 年の間。ただし、体験的な利用を行う者については、最長 1 年間とする。
- ・ 地域移行支援型ホームの場合は、1 ヶ月から 2 年の間とし、新規の支給決定から継続して 24 ヶ月を超え、更にサービスが必要な場合、審査会に意見を聴き、真に必要なやむを得ない事情があるかどうかを十分に確認し、真にやむを得ない場合に限って必要最小限の有効期間で更新支給決定が可能。
- ・ サテライト型住居の場合は、新規の支給決定から継続して 36 ヶ月を超え、更にサービスが必要な場合、審査会に意見を聴き、引き続きサテライト型住居を利用することにより単身生活への移行が見込まれる場合等について更新支給決定が可能。なお、サテライト型住居の利用継続の必要性が認められない場合であっても、支給決定を更新し、サテライト型住居以外の共同生活援助のサービスを利用することは可能。

(2) 施設入所支援

内 容	主に夜間における入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
-----	--

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあっては区分3）以上である者</li> <li>自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの</li> <li>生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者</li> <li>就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者</li> </ul>
支給基準	各月日数とする。
支給期間	1ヶ月から3年の間。ただし、訓練等給付サービス利用者は当該利用期間まで。

#### 4 地域相談支援サービスの支給決定について

##### （1） 地域移行支援

内 容	<p>障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。</p>
対 象 者	<p>以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者（児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象。）</p> <p>② 精神科病院に入院している精神障がい者（直近の入院期間が1年以上の者を主たる対象とするが、1年未満の者であっても、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者については対象とする。</p> <p>③ 救護施設又は更生施設に入所している障がい者</p> <p>④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されている障がい者</p> <p>※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障がい者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者を対象とする。</p>

	⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者
支給基準	各月日数
支給期間	1ヶ月から6ヶ月の間。

(2) 地域定着支援

内 容	居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。
対 象 者	<p>① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>② 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>③ 居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者</p> <p>※ 共同生活援助（退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費の支給決定を受けている者を除く。）、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人が対応することとなるため、対象外。</p> <p>※ 上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p>
支給基準	各月日数
支給期間	1ヶ月から1年の間。

5 その他の支給決定について

(1) 計画相談支援

内 容	<p>(1) サービス利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス利用支援とは、以下の支援のいずれも行うものをいう。</li> </ul> <p>ア 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。</p> <p>イ 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他の他厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画を作成する。</p>
-----	--

	<p>(2) 継続サービス利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支給決定障がい者等又は地域相談支援給付決定障がい者が、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。</li> </ul> <p>ア サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。</p> <p>イ 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障がい者等又は地域相談支援給付決定障がい者に対し、当該申請の勧奨を行う。</p>
<p>対象者</p>	<p>(1) サービス利用支援</p> <p>障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者。</p> <p>ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。</p> <p>(2) 継続サービス利用支援</p> <p>指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障がい者等又は地域相談支援給付決定障がい者。</p> <p>（指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外となる。）</p>
<p>支給基準</p>	
<p>支給期間 モニタリング期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給期間</li> </ul> <p>(1) 支給期間の開始月</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新規に計画相談支援給付費の対象となる者 サービス利用支援を実施する月（サービス等利用計画を作成する月）</li> <li>既に計画相談支援給付費の対象となっている者 更新前の支給期間の翌月</li> </ol> <p>(2) 支給期間の終期月</p> <p>計画相談支援給付費の支給期間は、計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月までの範囲内で設定することとしているが、最長の有効期間の終期月を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング 基本的な期間</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者 → 1月（毎月）ごと</li> </ol>

(ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して3月間に限る。)

②療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者(いずれも①に掲げる者を除く。)のうち次の(1)～(3)に掲げるもの

→ 1月(毎月)ごと

- (1) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- (2) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- (3) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

③療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者(①及び②に掲げる者を除く。)のうち次に掲げるもの

→ 3月ごと

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助(日中サービス支援型に限る。)を利用する者
- (2) 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者((1)に掲げる者を除く。)

④療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者(①に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。)、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援(いずれも①から③に掲げる者を除く。)又は地域移行支援を利用する者(①に掲げる者を除く。)

→ 6月ごと

また、指定特定相談支援事業者の提案を踏まえて以下の勘案事項及び期間を勘案して、個別の対象者ごと状況に応じて「2ヶ月ごと」「3ヶ月ごと」等の設定をする。

#### ア 勘案事項

- a 障がい者等の心身の状況
- b 障がい者等の置かれている環境
  - ・ 地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境

境の変化、ライフステージ(乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等)

の変化の有無 等

- c 総合的な援助の方針(援助の全体目標)
- d 生活全般の解決すべき課題
- e 提供されるサービスの目標及び達成時期

	f 提供されるサービスの種類、内容及び量 g サービスを提供する上での留意事項
--	--

## 6 支給決定の平準化等について

サービス毎の支給決定期間は1から4で定めるとおりであるが、支給決定事務の平準化を図るため、次のとおり支給決定期間を取り扱うこととする。

なお、通過型日中活動系サービス（付随する施設入所支援を含む）を除くすべての支給決定期間は、障害支援区分認定期間を超えての決定はできない。

- ① 通過型日中活動系サービス（自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行型の共同生活援助）について
  - ・ 有期のサービスであるため、平準化は行わない。
- ② 通過型日中活動系サービス以外について
  - ・ 1及び2で定める支給期間の範囲内で、申請のあった対象児者の次の誕生日末までを支給決定期間とする。

## 7 利用者負担軽減に関わる収入認定等の見直し時期について

- ・ 支給決定の更新時に行う。ただし、一年度の間に支給決定の更新の機会が一度もない場合には、毎年7月1日（療養介護の支給決定に関するものは、毎年8月1日）に行う。

別表 1 基本的な利用時間及び国庫負担基準

障害福祉サービス		基本的な利用時間	国庫負担基準
居宅介護	身体介護	1 時間	404 単位
	家事援助	1.5 時間	275 単位
重度訪問介護		8 時間	1,505 単位
行動援護		3 時間	1,047 単位
同行援護		3 時間	697 単位
重度障害者等包括支援		4 時間	911 単位
乗降介助		1 回	102 単位

別表2 国庫負担基準単位

区分		支給決定基準 (単位)			
イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者	(1) (2) 以外の者	96,480			
	(2) 介護保険給付対象者	67,680			
ロ 重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けた者	(1) (2) 以外の者	74,310			
	(2) 介護保険給付対象者	45,510			
ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(ロを除く)	(1) (2) から(4) までに掲げる者以外の者	(一) 区分6	62,050		
		(二) 区分5	36,270		
		(三) 区分4	28,940		
		(四) 区分3	23,110		
	(2) 介護保険給付対象者( (3) 及び(4) に掲げる者を除く。)	(一) 区分6	22,910		
		(二) 区分5	15,290		
		(三) 区分4	14,620		
		(四) 区分3	13,920		
	(3) 生活介護サービス費等を算定される者( (4) に掲げる者を除く。)	(一) 区分6で介護保険給付対象者以外の者	28,730		
		(二) 区分5で介護保険給付対象者以外の者	20,810		
		(三) 区分5又は区分6で介護保険給付対象者	17,610		
		(四) 区分4	16,240		
		(五) 区分3	12,560		
	(4) 共同生活援助サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)	(一) (二) から(五) までに掲げる者以外の者		4,260	
			(二) 共同生活援助サービス費を算定される者( (三) に掲げる者を除く。)	a 区分6	17,600
				b 区分5	11,120
		c 区分4		8,660	
		(三) 共同生活援助サービス費を算定される者のうち、介護保険給付対象者		4,260	
		(四) 経過的居宅介護利用型共同生活	a 区分6	16,840	
			b 区分5	11,110	
c 区分4	9,030				

		援助サービス費を算定される者	d 区分3	7,930
		(五) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者		3,670
二 行動援護に係る支給決定を受けた者（口及びハを除く。）	(1) (2) から(4) までに掲げる者以外の者	(一) 区分6		36,520
		(二) 区分5		28,100
		(三) 区分4		21,130
		(四) 区分3		15,680
		(五) 障害児		19,950
		(2) 介護保険給付対象者（(3) 及び(4) に掲げる者を除く。）		8,820
	(3) 生活介護サービス費等を算定される者（(4) に掲げる者を除く。）	(一) 区分6で介護保険給付対象者以外		23,840
		(二) 区分5で介護保険給付対象者以外		19,780
		(三) 区分4で介護保険給付対象者以外		15,580
		(四) 区分3で介護保険給付対象者以外		11,960
		(五) 区分3から区分6までに該当する者のうち介護保険給付対象である者		8,820
		(六) 障害児		19,950
	(4) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）	(一) (二) 及び(三) 以外のもの		2,590
		(二) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者	a 区分6	11,680
			b 区分5	8,470
			c 区分4	6,620
			d 区分3	5,660
(三) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者			2,060	
ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（口から二まで及びハからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）		(1) (2) から(4) までに掲げる者以外の者	(一) 区分6	
	(二) 区分5			20,980
	(三) 区分4			14,320
	(四) 区分3			9,190
	(五) 区分2			7,270
	(六) 区分1			6,410
	(七) 障害児			13,270
	(2) 身体介護サービス費及び家事援助サービス費を算定される者（(3) 及び(4) に掲げる者を除く。）	(一) 区分6		25,500
		(二) 区分5		17,730
		(三) 区分4		11,070
		(四) 区分3		5,890
		(五) 区分2		4,010
		(六) 区分1		3,100
(七) 障害児			9,950	

	(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分6の者 ( (4) に掲げる者を除く。 )		22,450
	(4) 介護保険給付 対象者 ( (5) に掲 げる者を除く。 )	(一) 区分6	1,810
		(二) 区分5	1,100
	(5) 経過的居宅 介護利用型共同生活 援助サービス費を算 定される者	(一) 区分6	9,810
		(二) 区分5	6,540
		(三) 区分4	4,680
		(四) 区分3	3,710
		(五) 区分2	1,400
ヘ 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (居宅介護サービス費の口、二及びホを算定される 者) であって、共同生活援助サービス費のイからロまで又は日中サービス支援型共同生活援助 サービス費のイからロまで、外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者 (ロ からロまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)			2,450
ト 居宅介護に係る支 給決定を受けた者のう ち共同生活援助サービ ス費の注5又は日中サ ービス支援型共同生活 援助サービス費の注6 若しくは注7に掲げる 単位数を算定されるも の (ロに掲げる者及び 介護保険給付対象者を 除く。)	(1) 重度訪問 介護サービス費の 利用者の支援の度 合に相当する支援 の度合にあるもの	(一) 区分6	13,760
		(二) 区分5	10,000
		(三) 区分4	7,820
	(2) 同行援護 サービス費の利用 者の支援の度合に 相当する支援の度 合にあるもの	(一) 区分6	3,550
		(二) 区分5	3,550
		(三) 区分4	3,550
	(3) 行動援護 サービス費の利用 者の支援の度合に 相当する支援の度 合にあるもの	(一) 区分6	12,150
		(二) 区分5	8,370
		(三) 区分4	6,140
チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者の うち共同生活援助サービス費の注5又は日 中サービス支援型共同生活援助サービス費 の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定 されるもの (ロに掲げる者及び介護保険給 付対象者を除く。)	(一) 区分6	9,690	
	(二) 区分5	5,940	
	(三) 区分4	3,750	
リ 同行援護に係る支 給決定を受けた者 (ロ からチまでに掲げる者 のうち以下の(1)から (2)までに掲げる単位数	(1) (2)～(4)に掲げる者以外の者		13,870
	(2) 介護保険給付対象者 ( (3) 及び (4) に掲げる者を除 く。 )		13,870
	(3) 生活介護サービス費等を算定される者 ( (4) に掲げる者を 除く。 )		13,870

以上で算定されるものを除く。)	(4) 共同生活 援助サービス費又は 日中サービス支 援型共同生活援助 サービス費を算定 される者(ト及び チに掲げる者を除 く。)	(一) (二) 及び (三) に掲げる者以外の者	3,800
		(二) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者	3,100
		(三) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者である者	3,100

別表 3 生活状況等による加算単位

a-1 生活要因加算（Ⅰ）	
目的	健常者がいる家庭との差異を補うため
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身世帯（住民票上ではなく実生活上）</li> <li>・ 障がい者世帯（障がい者及び介護保険要介護認定者のみの世帯）</li> </ul>
加算単位	国庫負担基準単位の0.5を乗じて得た単位
a-2 生活要因加算（Ⅱ）	
目的	月の大部分を日中単身で過ごすことによる健常者がいる家庭との差異を補うため
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準単身世帯（週4日以上、日中独居者）</li> <li>・ 準障がい者世帯（週4日以上、日中障がい者及び介護保険要介護認定者のみの世帯）</li> </ul>
加算単位	国庫負担基準単位の0.25を乗じて得た単位
b 身体的特性・行動配慮者加算	
目的	身体的特性等から身体介護の対応を行うに当り、安全を確保するため
対象者	<p>身体介護（通院介助を含む）の支給決定対象者で次のいずれかの項目に該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体重、体格等により複数の介護者が必要と認められる者</li> <li>・ 末期がんによる全身に疼痛がある者</li> <li>・ 重症心身障がい者</li> <li>・ 行動援護判定基準認定調査項目で10点以上の者</li> </ul>
加算単位	国庫負担基準単位の0.5を乗じて得た単位
c 視覚障がい者加算	
目的	障がい特性である情報の制約から生じる家事支援等に要する時間の差異を補うため。
対象者	視覚障がい1、2級の身体障害者手帳の交付を受けている者。
加算単位	国庫負担基準単位の0.25を乗じて得た単位
d 介護保険重度対象者加算	
目的	介護保険適用の重度在宅障がい者で更に居宅介護が必要な者へ対応を図るため
対象者	<p>次のいずれの項目にも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険要介護5認定で、障害支援区分が5又は6の者。</li> </ul>
加算単位	ケアマネージャーのケアプランにより加算が必要とされる単位

利用者氏名

サービス利用計画書

別表 4

	月	火	水	木	金	土	日	備 考	
4:00									4:00
6:00									6:00
8:00									8:00
10:00									10:00
12:00									12:00
14:00									14:00
16:00									16:00
18:00									18:00
20:00									20:00
22:00									22:00
2:00									2:00
4:00									4:00

週単位以外 のサービス	
----------------	--

介護給付に係る認定調査の時点で移動のスケジュールの聞き取りが済んでいる場合には、その写しを利用できる。

別表5 移動支援事業の対象となる外出

内 容
<p>(1) 社会生活上必要不可欠な外出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 介護給付で対応出来ない、官公庁、医療・福祉・金融機関等における諸手続き、相談等</li> <li>イ 公的行事や地域生活に欠かせないと判断できる外出（入学式・卒業式、自治会活動、地域の祭り等）</li> <li>ウ 住居、学校や施設等の見学、利用手続き、説明会への参加等</li> <li>エ 冠婚葬祭、お見舞い等</li> <li>オ 医師、心理士等の所見や指示等により、散歩や運動の必要性があり、機能回復、健康維持及び体力増強（児童については社会性の獲得を含む）、ストレス発散等を目的とするもの</li> <li>カ 生活必需品の買い物への同行</li> </ul> <p>(2) 余暇活動等社会参加のための外出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自己啓発や教養を高めるもの（講演会・博覧会の鑑賞や文化教養講座の受講等）</li> <li>イ 体力増強や健康増進を図るもの（医師、心理士等の所見や指示等がある場合を除く）</li> <li>ウ 生活の内容や質の充実、向上を図るもの（映画鑑賞、コンサート、観劇、外食、個人の嗜好による買い物、調髪等）</li> </ul> <p>(3) 例外的に必要な期間のみ認められる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 通常保護者や介護者が行っている施設や学校の利用に係る外出が、保護者や介護者の障がい、傷病等により、支援を必要とする場合</li> <li>イ 主たる介護者が障がい者である、介護を要する（要介護1以上）又はそれに準じる状態にあって送迎をできない場合、あるいは他の家族の看護やひとり親のために就労をしなければならず本人に付き添う時間が限られる場合、学校や通所施設等への必要と認められる送迎</li> <li>ウ 自動車教習所への送迎（免許取得が社会生活上不可欠と判断できる場合に限る）</li> <li>エ 学校の長期休業（1週間以上）期間中、日中一時支援事業の利用枠が拡大されるまでの間、余暇支援等に要する外出</li> <li>オ 就労に向けた研修等のための外出</li> <li>カ 施設へ通所するための訓練を行う場合</li> <li>キ （行動援護対象者限定）事業所が対応できない等の理由で行動援護が利用できない場合</li> <li>ク 週末等における、サービス包括型グループホーム入居者の日中時間帯の支援</li> </ul> <p>(参考) 移動支援の対象とならない外出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 経済活動に係る外出</li> <li>イ 政治活動に係る外出（参政権を行使するための外出を除く）</li> <li>ウ 宗教活動に係る外出（一般的に行われる宗教行事は除く）</li> <li>エ 入院、入所している者の外出</li> <li>オ 上記の他、社会通念上適当でない判断される場所への外出</li> </ul>